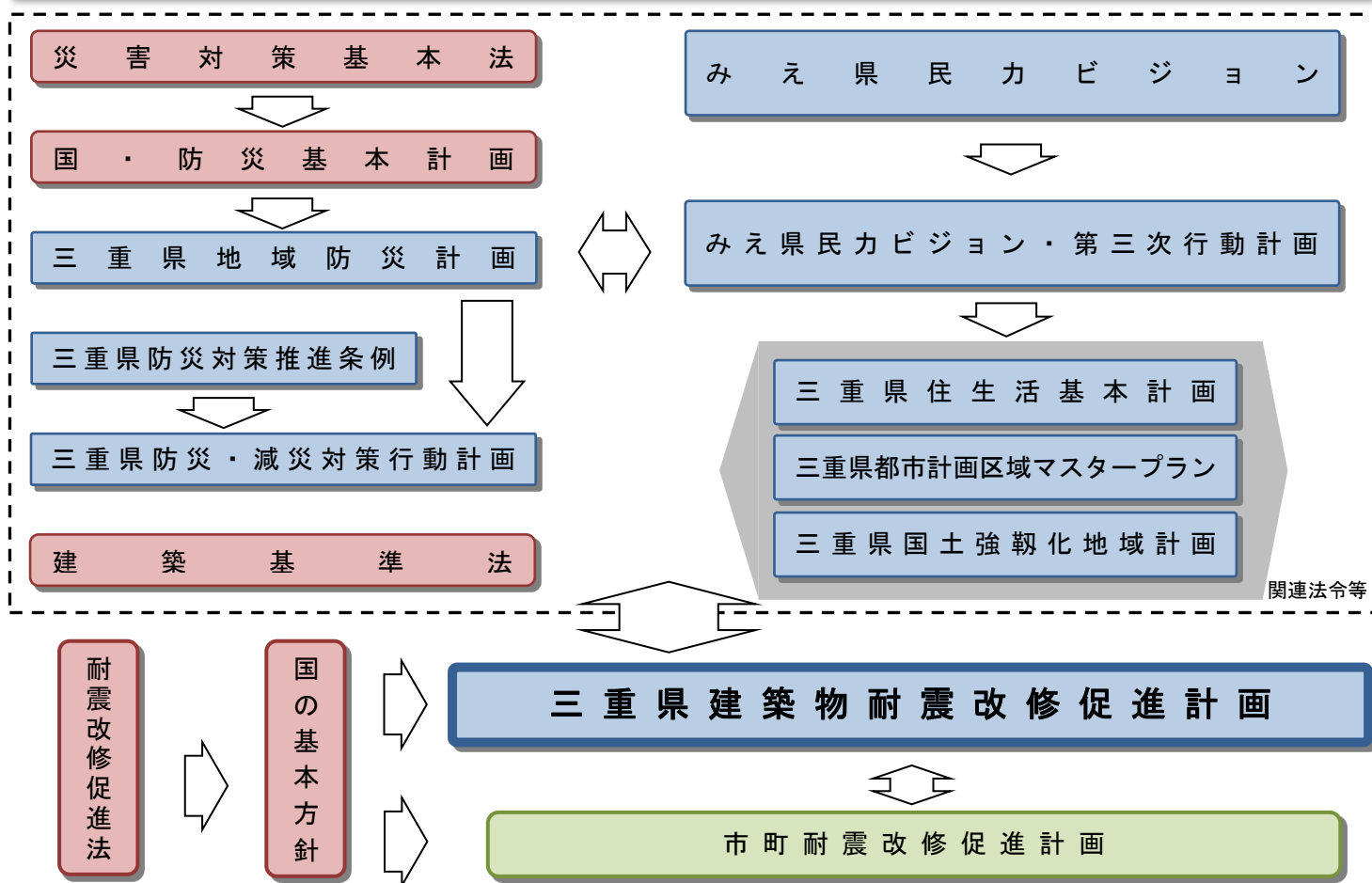


### 1 計画策定の背景

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という）第5条に基づく、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るためのものです。

南海トラフ地震等の大地震発生への切迫性が指摘されるなか、国の定めた基本的な方針（平成18年国交省告示第184号）を踏まえ、建築物における計画的かつ緊急な耐震化を推進するための取組方針や計画目標を定めており、三重県耐震改修促進計画（平成19~27年度）、三重県建築物耐震改修促進計画[第一次計画]（平成28~令和2年度）に引き続く、計画となります。

### 2 計画の位置づけ



### 3 計画の基本事項

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針や目標、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、県内における地震による建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域：三重県全域

(3) 計画期間：令和3年4月から令和8年3月までの5年間

#### (4) 対象建築物

全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された住宅及び特定の建築物※を対象に耐震化を図ります。

※特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）も含まれます。

### 4 計画の目標

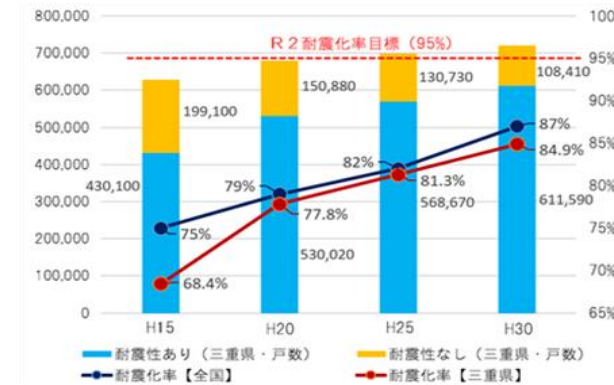
#### (1) 住宅の目標

目標1 住宅の耐震化 **目標：耐震化率 89%以上**（R2年度推計値：86.1%）

参考指標：旧耐震基準の住宅戸数に占める **指標：耐震化未実施率 41%以下**  
耐震性のない住宅戸数 **（R2年度末推計値：49.5%）**

除却戸数、新築戸数、耐震補強戸数等の関係数値が現状のまま今後も推移すると、令和7年度末の耐震化率は88.8%と推定され、そこに国・市町、関係団体等と連携した取組による効果を踏まえ、令和7年度末の目標値は89.0%とします。

なお、これまでの県独自の指標である耐震化未実施率（目標41%）は、参考指標とします。



【図1】三重県及び全国の耐震化率等の推移

	R2年度 第一次計画 時の想定値	R2年度 現時点での 推定値	【目標】 R7年度 260戸/年の補強補助を実現した場合	【参考】 R7年度 65戸/年の補強補助(現状並み)の場合
三重県における住宅戸数				
住宅総数	745,090	732,480	763,680	763,680
耐震性のある住宅戸数(①+②)	634,330	630,660	679,300	679,300
耐震化率(目標)	85.1%	86.1%	89.0%	88.8%
昭和56年以降建築①	564,740	561,400	611,400	611,400
耐震化未実施率(参考指標) (平成25年度比)(③/205,900)	53.8%	49.5%	41.0%	41.5%
昭和55年以前建築の住宅総数	180,350	171,080	152,280	152,280
耐震性あり②	69,600	69,260	67,900	66,930
耐震性なし③	110,750	101,820	84,380	85,350

#### (2) 特定の建築物の目標

目標2 公共建築物の耐震化 **目標：耐震化率 100%**（県有施設の建築物の耐震化 現状値：100%）

（市町有施設の建築物の耐震化 R1年度末：99.4%）

県有建築物は、非木造で延べ床面積200㎡を超えるものについて、平成26年度末までに耐震化が完了しており、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。また市町有の多数の者が利用する建築物の耐震化率は99.4%（全1,627棟のうち耐震性なし9棟）であり、耐震化の完了に向けて取り組みます。

目標3 民間建築物の耐震化（用途分類A、B） **目標：耐震化率 95%**（R1年度末：92.9%）

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物の耐震化を優先するため、用途分類A（社会福祉施設、避難施設や医療救護施設等）及びB（不特定多数が避難施設として使用する可能性のある施設）を目標の対象とし、その目標は耐震化率95%とします。

年度	用途分類	建築物総数	耐震化率		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
R1	A	553	519	34	93.9%
	B	350	320	30	91.4%
	計	903	839	64	92.9%

（単位：棟）

目標4 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化

目標：耐震改修等実施率 98%  
(R1 年度末：90.9%)

対象は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等などの要緊急安全確認大規模建築物です。平成29年1月に耐震診断の結果とともに施設を公表しており、その目標を耐震改修等実施率98%とします。

年度	公表対象	耐震診断結果						耐震改修等実施率	
		耐震性あり	耐震性なし	耐震補強設計中、又は完了	耐震改修工事着手	改修方法検討中	耐震改修工事完了(除却含む)		
R1	県所管	44	37	7	2	1	1	3	90.9%
	市所管	55	48	7	4	0	1	2	90.9%
	全体	99	85	14	6	1	2	5	90.9%

(単位：棟)

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

目標5 防災拠点となる建築物の耐震化

目標：耐震改修等完了棟数 3棟 (R1 年度末：0棟)

3市町の庁舎(尾鷲市役所本庁舎、伊賀市役所青山支所庁舎、明和町役場本庁舎(旧館))について、防災上重要な建築物として指定し、耐震診断を義務付けており、その全ての耐震化を目標とします。

目標6 道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化

目標：耐震改修等実施率 80%  
(R1 年度末：31.3%)

地震により建築物が倒壊すると、道路を閉塞するおそれがあることから、災害発生時に特に重要な拠点となる施設を広域的に結ぶ第一次緊急輸送道路を、耐震診断義務化路線として指定しています。

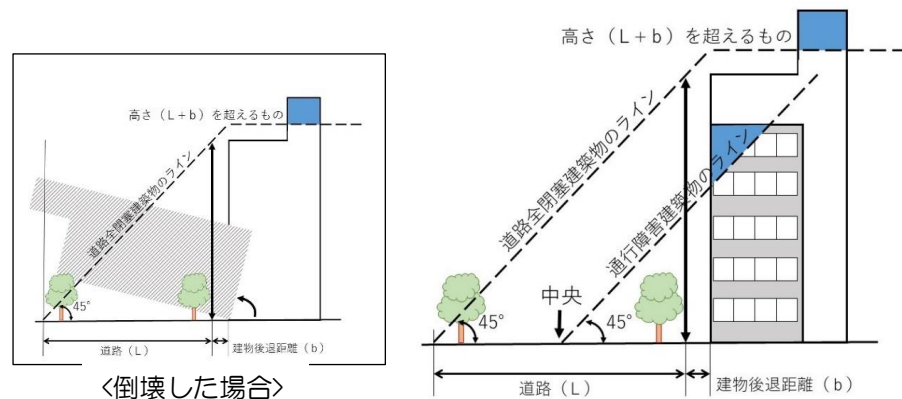
その沿道の耐震診断義務付け対象となる建築物は107棟ありますが、なかでも倒壊時の影響が特に大きい、道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物を対象に、目標を耐震改修等実施率80%とします。

年度	避難路沿道建築物	耐震診断結果						除却等	未診断	耐震改修等実施率
		耐震診断済み	耐震性あり	耐震性なし	耐震補強設計完了	耐震改修工事完了				
R1	県所管	6	2	4	0	0	0	0	33.3%	
	市所管	10	3	6	2	0	0	1	30.0%	
	全体	16	5	10	2	0	0	1	31.3%	

(単位：棟)

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

【図2】倒壊した場合に道路を全閉塞する恐れのある避難路沿道建築物



5 建築物の耐震化のための施策

